

社民党・吉田忠智参議院議員

公取委の不当介入を厳しく追及

今回の処分に正当性があるのか

2012年7月30日 参議院決算委員会で、吉田忠智参議院議員が公取委の不当介入厳しく追求



新潟交通圏における運賃改定を公正取引委員会が独占禁止法違反とした問題に関し、7月30日の参議院決算委員会で社民党の吉田忠智議員が、公取委の不当な介入だとして厳しく追及しました。公取委の竹島一彦委員長は「タクシー適正化特措法は独禁法の適用除外ではなく、カルテルは免責されない」と、頑迷な見解を繰り返しました。

吉田議員は、「国交省の行政指導を尊重し、運輸局が適正と認めた運賃の範囲に変更したことが、なぜカルテルになるのか」と追及。これに対し羽田雄一郎国交大臣は、「独立性の強い公取委の判断に意見を述べることは差し控えたい」と逃げの姿勢に終始。また公取委・竹島委員長は、「特措法は独禁法の適用除外ではない。

自動認可運制度はあるが、その下限を下回ることもあり得る制度になっている。こういう運賃で行こうと協議して決めれば、これは正に独禁法違反だ」と形式的に決めつけました。さらに吉田議員は、「規制緩和、値引き競争でさまざまな弊害が出ている。タクシーの最低賃金違反が突出しているように労働条件が悪化しており、新潟の県知事や市長もこの状態を改善するための運賃改定を理解し支持している。それでも今回の処分に正当性があるのか」と迫りました。これに対し、竹島委員長は、「規制緩和にはメリット、デメリットがあり、タクシーは労働条件等々、とくに厳しいと承知している」との認識を示しつつも、「独禁法違反をするような業界はみんな苦しい。だがカルテル談合については情状酌量の余地はない」と強硬に答弁し、さらに減車についても「協議会で計画を作るのはよいが、各社に何台と割り当てることは違反になる」との見解を示しました。

しかし最後に吉田議員が、「特措法の趣旨が活かされるためにはどうあるべきか」と質すと、竹島委員長は、「特措法のフレームワークはまだ緩いのではないかと本音を漏らし、現行の特措法の枠組みでは運賃も減車も問題を解決するためには限界があると受け止められる答弁を行いました。公取委が国交省の所管する特措法についてその不十分さに言及するのは異例のことであり、であるからこそ「タクシー事業法」の実現が強く求められています。